

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 2月28日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 8 号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（平成 3 年佐賀県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（市町長の緊急措置）</p> <p>第 4 条 市町長は、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施をまつことができないときは、<u>法第30条第 2 項</u>の規定に基づき、救助に着手することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（救助の程度、方法及び期間）</p> <p>第 5 条 政令第 9 条第 1 項に規定する救助の程度、方法及び期間は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>（実費弁償）</p> <p>第13条 政令第11条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>（立入検査員証）</p> <p>第15条 法第27条第 4 項の規定により職員が立入検査に当たって携帯しなければならない証票は、立入検査員証（様式第13号）とする。</p> <p>（公務災害発生の報告）</p> <p>第16条 法第24条第 1 項若しくは第 2 項の規定により救助に関する業務に従事させ、又は<u>法第25条</u>の規定により救助に関する業務に従事させた者が当該業務のため負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、知事は、市町長に対し、その状況について報告を求めものとする。</p>	<p>（市町長の緊急措置）</p> <p>第 4 条 市町長は、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、<u>法第13条第 2 項</u>の規定に基づき、救助に着手することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（救助の程度、方法及び期間）</p> <p>第 5 条 政令第 3 条第 1 項に規定する救助の程度、方法及び期間は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>（実費弁償）</p> <p>第13条 政令第 5 条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>（立入検査員証）</p> <p>第15条 法第10条第 3 項の規定により準用する法第 6 条第 4 項の規定により職員が立入検査に当たって携帯しなければならない証票は、立入検査員証（様式第13号）とする。</p> <p>（公務災害発生の報告）</p> <p>第16条 法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により救助に関する業務に従事させ、又は<u>法第 8 条</u>の規定により救助に関する業務に従事させた者が当該業務のため負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、知事は、市町長に対し、その状況について報告を求めものとする。</p>

改正前		改正後																	
<p>(扶助金支給申請書)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の扶助金支給申請書には、省令第6条第2項の所要書類のほか、政令第14条第2項の支給基礎額の認定のため知事が指示する書類を添付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(繰替支弁金の請求)</p> <p>第18条 市町長は、法第44条の規定により繰替支弁したときは、災害救助費繰替支弁金請求書(様式第15号)により知事に請求するものとする。</p> <p>別表第1(第5条関係)</p>		<p>(扶助金支給申請書)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の扶助金支給申請書には、省令第6条第2項の所要書類のほか、政令第8条第2項の支給基礎額の認定のため知事が指示する書類を添付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(繰替支弁金の請求)</p> <p>第18条 市町長は、法第29条の規定により繰替支弁したときは、災害救助費繰替支弁金請求書(様式第15号)により知事に請求するものとする。</p> <p>別表第1(第5条関係)</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>救助の程度、方法及び期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 災害にかかった者の救出</td> <td> <p>ア 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>イ 災害にかかった者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 災害にかかった者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p> </td> </tr> <tr> <td>6 災害にかかった住宅の応急修理</td> <td> <p>ア 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自</p> </td> </tr> </tbody> </table>		救助の種類	救助の程度、方法及び期間	1～4 略		5 災害にかかった者の救出	<p>ア 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>イ 災害にかかった者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 災害にかかった者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>	6 災害にかかった住宅の応急修理	<p>ア 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>救助の程度、方法及び期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 被災者の救出</td> <td> <p>ア 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>イ 被災者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p> </td> </tr> <tr> <td>6 被災した住宅の応急修理</td> <td> <p>ア 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資</p> </td> </tr> </tbody> </table>		救助の種類	救助の程度、方法及び期間	1～4 略		5 被災者の救出	<p>ア 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>イ 被災者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>	6 被災した住宅の応急修理	<p>ア 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資</p>
救助の種類	救助の程度、方法及び期間																		
1～4 略																			
5 災害にかかった者の救出	<p>ア 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>イ 災害にかかった者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 災害にかかった者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>																		
6 災害にかかった住宅の応急修理	<p>ア 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自</p>																		
救助の種類	救助の程度、方法及び期間																		
1～4 略																			
5 被災者の救出	<p>ア 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>イ 被災者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>																		
6 被災した住宅の応急修理	<p>ア 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資</p>																		

改正前		改正後	
	<p>らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>イ 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に対し、現物をもって行うものとする。</p> <p>ウ 災害にかかった住宅の応急修理のため支出することができる費用は、1世帯につき520,000円以内とする。</p> <p>エ 災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。</p>		<p>力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>イ 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に対し、現物をもって行うものとする。</p> <p>ウ 被災した住宅の応急修理のため支出することができる費用は、1世帯につき520,000円以内とする。</p> <p>エ 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。</p>
6の2～11 略		6の2～11 略	
12 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用	<p>ア 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、次に掲げるものを行うものとする。</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 災害にかかった者の救出</p> <p>(I)～(キ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p>	12 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用	<p>ア 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、次に掲げるものを行うものとする。</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 被災者の救出</p> <p>(I)～(キ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p>
別表第2(第13条関係)		別表第2(第13条関係)	
災害救助業務従事者の区分	実費弁償の額		
	日当(1人1日当たり)	時間外勤務手当	旅費
政令 医師及び歯	県の常勤の	日当の額を	佐賀県職員

改正前				改正後					
第10条第1号から第4号までに掲げる者	科医師	職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、市町等の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額	7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)第13条の規定の例により算定した額以内	等の旅費に関する条例(昭和29年佐賀県条例第15号)の規定により9級以下の職員のある職員の受ける旅費に相当する額	第4条第1号から第4号までに掲げる者	科医師	職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、市町等の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額	7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)第13条の規定の例により算定した額以内	等の旅費に関する条例(昭和29年佐賀県条例第15号)の規定により9級以下の職員のある職員の受ける旅費に相当する額
	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士					薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士			
	保健師、助産師、看護師及び准看護師					保健師、助産師、看護師及び准看護師			
	救急救命士					救急救命士			
	土木技術者及び建築技術者					土木技術者及び建築技術者			
	大工、左官及びとび職	県が実施する工事の工				大工、左官及びとび職	県が実施する工事の工		

改正前				改正後			
		事費を積算する際に用いる賃金単価を考慮して知事が別に定める額				事費を積算する際に用いる賃金単価を考慮して知事が別に定める額	
政令第10条第5号から第10号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		政令第4条第5号から第10号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	
様式第1号（第6条関係）				様式第1号（第6条関係）			
略		<p style="text-align: right;">管理 収用します。 使用 保管を命じます。</p>		略		<p style="text-align: right;">管理 収用します。 使用 保管を命じます。</p>	
様式第2号（第6条関係）				様式第2号（第6条関係）			
略		<p style="text-align: center;">災害救助法第26条の規定により、 年 月 日付け 第 号をもって発令した公用令書を次のとおり変更します。</p>		略		<p style="text-align: center;">災害救助法第9条の規定により、 年 月 日付け 第 号をもって発令した公用令書を次のとおり変更します。</p>	
様式第3号（第6条関係）				様式第3号（第6条関係）			
略		<p style="text-align: center;">災害救助法第26条の規定に基づく 年 月 日付 け第 号にかか<u>る</u>処分を取り消します。</p>		略		<p style="text-align: center;">災害救助法第9条の規定に基づく 年 月 日付 け第 号に<u>係</u>る処分を取り消します。</p>	
様式第5号（第8条関係）				様式第5号（第8条関係）			

改正前	改正後
<p>略 災害救助法第26条の規定により収用（使用）する物資を次のとおり受領しました。 略</p>	<p>略 災害救助法第9条の規定により収用（使用）する物資を次のとおり受領しました。 略</p>
<p>様式第6号（第9条関係）</p>	<p>様式第6号（第9条関係）</p>
<p>略 災害救助法第26条第2項において準用する同法第23条の2第3項の規定により、次のとおり請求します。 略</p>	<p>略 災害救助法第9条第2項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり請求します。 略</p>
<p>様式第7号（第10条関係）</p>	<p>様式第7号（第10条関係）</p>
<p style="text-align: center;">（表）</p> <p>略 災害救助法第24条第1項の規定により、次のとおり救助に関する業務に従事することを命じます。 略 従事に係る公用令書の交付を受けた者の心得 1～4 略 5 公用令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第45条の規定により6月以下の徴役又は5万円以下の罰金に処せられます。</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">（表）</p> <p>略 災害救助法第7条第1項の規定により、次のとおり救助に関する業務に従事することを命じます。 略 従事に係る公用令書の交付を受けた者の心得 1～4 略 5 公用令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により6月以下の徴役又は5万円以下の罰金に処せられます。</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>略</p>
<p>様式第8号（第10条関係）</p>	<p>様式第8号（第10条関係）</p>
<p>略 災害救助法第24条第1項の規定に基づく 年 月 日付け第 号の従事命令は、これを取り消します。 略</p>	<p>略 災害救助法第7条第1項の規定に基づく 年 月 日付け第 号の従事命令は、これを取り消します。 略</p>
<p>様式第10号（第10条関係）</p>	<p>様式第10号（第10条関係）</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

改正前	改正後
<p>災害救助法第24条の規定により、 年 月 日付け第 号で行った従事命令を下記のとおり変更します。 略</p>	<p>災害救助法第7条の規定により、 年 月 日付け第 号で行った従事命令を次のとおり変更します。 略</p>
<p>様式第11号（第12条関係）</p> <p>略 災害救助法第24条の規定により公用令書（ 年 月 日付け第 号）の交付を受けましたが、別紙の理由により、救助に関する業務に従事することができないので、関係書類を添えてお届けします。 略</p>	<p>様式第11号（第12条関係）</p> <p>略 災害救助法第7条の規定により公用令書（ 年 月 日付け第 号）の交付を受けましたが、別紙の理由により、救助に関する業務に従事することができないので、関係書類を添えてお届けします。 略</p>
<p>様式第12号（第14条関係）</p> <p>略 災害救助法第24条第5項の規定により、次のとおり請求します。 略</p>	<p>様式第12号（第14条関係）</p> <p>略 災害救助法第7条第5項の規定により、次のとおり請求します。 略</p>
<p>様式第13号（第15条関係）</p> <p>略 災害救助法第27条に基づく立入検査員の証 略</p>	<p>様式第13号（第15条関係）</p> <p>略 災害救助法第10条に基づく立入検査員の証 略</p>
<p>様式第14号（第17条関係）</p> <p>略 災害救助法第29条の規定による扶助金を支給されるよう関係書類を添えて申請します。 略</p>	<p>様式第14号（第17条関係）</p> <p>略 災害救助法第12条の規定による扶助金を支給されるよう関係書類を添えて申請します。 略</p>
<p>様式第15号（第18条関係）</p> <p>略 災害救助法第44条の規定により、繰替支弁した救助費を次のとおり請求します。 略</p>	<p>様式第15号（第18条関係）</p> <p>略 災害救助法第29条の規定により、繰替支弁した救助費を次のとおり請求します。 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。